

開設者及び管理者

開設者 理事長 佐藤 利行

管理者 院長 楠田 武生

標榜診療科目

内科・外科・整形外科・脳神経外科・循環器科・消化器科・皮膚科
・リハビリテーション科・泌尿器科

診療時間

診察時間

月～金 9：00～12：00 15：30～18：30

土 9：00～12：00

保険医療機関

当院は保険医療機関・労災保険指定医療機関・各種保険取扱医療機関です。

入院に関する事項

【入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制及び褥瘡対策について】
当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者様に関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制及び褥瘡対策の基準を満たしております。

看護基準

● 急性期一般入院料 5 119床（3・4・8階）

● 地域包括ケア地域包括ケア入院医療管理料 2 25床（701・702・956号）

当院3・4・8階病棟は、1日に33人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

当院8階病棟は1日に5人以上の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

・9時00分～17時00分まで看護職員1人当たりの受持ち数は6人以内です。

・17時00分～翌朝9時00分まで看護職員1人当たりの受持ち数は19人以内です。

・9時00分～17時00分まで看護補助者1人当たりの受持ち数は13人以内です。

● 障害者施設等入院基本料（10対1入院基本料） 51床（6階）

当院6階病棟は、1日に15人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

・9時00分～17時00分まで看護職員1人当たりの受持ち数は5人以内です。

・17時00分～翌朝9時00分まで看護職員1人当たりの受持ち数は24人以内です。

※ 当院は患者様の負担による付き添い看護は、行っていません。

入院時食事療養（Ⅰ）について

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

近畿厚生局への届出事項に関する事項

当院では、以下の項目について施設基準に適合している旨の届出を行い、所定の診療報酬を算定しています。

基本診療料の施設基準等

【施設基準名称】

- ・急性期一般入院料 5
- ・障害者施設等入院基本料
- ・地域包括ケア入院医療管理料 2
- ・特殊疾患入院施設管理加算
- ・入院時食事療養（Ⅰ）
- ・感染対策向上加算 2
- ・データ提出加算
- ・診療録管理体制加算 2
- ・救急医療管理加算
- ・看護職員処遇改善評価料 3 2

【届出受理番号】

- 第 454 号
- 第 638 号
- 第 132 号
- 第 206 号
- 第 565 号
- 第 53 号
- 第 284 号
- 第 100135 号
- 第 120 号
- 第 6 号

特掲診療料の施設基準等

【施設基準名称】	【届出受理番号】
・ CT 撮影及び MRI 撮影	第 100675 号
・ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）	第 100322 号
・ 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）	第 77 号
・ 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）	第 100153 号
・ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	第 162 号
・ 大動脈バルーンパンピング法（IABP 法）	第 89 号
・ 輸血管理料Ⅱ	第 100014 号
・ 輸血適正使用加算	第 50 号
・ 検体検査管理加算（Ⅰ）	第 88 号
・ 検体検査管理加算（Ⅱ）	第 100114 号
・ 薬剤管理指導料	第 182 号
・ 医療機器安全管理料 1	第 100171 号
・ 胃瘻造設術（経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。）	第 173 号
(医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に規定する手術)	
・ 酸素購入単価	第 567040 号
・ 導入期加算 1	第 234 号
・ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料	第 103325 号

入院期間が 180 日を超える場合の費用の徴収 (一般病棟にご入院されている患者様のみ)

同じ症状による通算のご入院が 180 日を超えますと、患者さんの状態（難病患者様等は除く）によっては健康保険からの入院基本料 15%が病院に支払われません。180 日を超えた日からの入院が選定療養対象となり、明生病院における使用料の細目料金に定められている金額（1 日につき 2,140 円）は特定療養費として患者様のご負担となります。詳しくは医事課にお尋ね下さい。